

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日に當るときは、翌日)
(当たる翌日)

告示

鳥取県告示第六百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はた薬局	岩美郡国府町宮ノ下四六〇	昭和五十五年八月五日

- ◆告示
 示 生活保護法による医療機関の指定
 土地改良区の定款の変更の認可
 新たに行おうとする土地改良事業の認可
 土地改良事業計画の決定
 数人が共同して行う土地改良事業計画等の適否の決定
 数人が共同して行う土地改良事業の認可
 土地改良事業計画の適否の決定（十七件）
 解除予定の保安林
 開発行為に関する工事の完了

◆正誤

昭和五十五年七月鳥取県告示第六百二号中訂正

鳥取県告示第六百八十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十五年八月十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月二十日から三十日間

鳥取県告示第六百八十五号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（羽合浜地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月十二日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月十二日認可したので、

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

鳥取県告示第六百八十七号

昭和五十五年六月二十日付けで西伯郡岸本町吉定五八番地有木英昭ほか十一人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約についてば、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月二十日から三十日間

一 縦覧に供する書類

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十八号

東伯郡東郷町大字野花四六七番地山田忠義ほか二十三人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良（野花地区農道舗装）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県告示第六百八十九号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年五月二十三日付けで泊村から申請のあつた土地改良（園地区農業用用排水、農道整備及び農地保全を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第六百九十九号

昭和五十五年六月二十日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（大寺地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する書類

昭和五十五年八月二十日から二十日間

四 縦覧に供する書類

泊村役場

五 縦覧に供する書類

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 二　縦覧に供する期間
昭和五十五年八月二十日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四　異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十一号

昭和五十五年六月二十日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（半川地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十五年八月二十日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
昭和五十五年八月二十日から二十日間

岸本町役場**四　異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十二号

昭和五十五年六月二十六日付けで江府町から申請のあつた土地改良（米沢江尾（御机三階平）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十五年八月二十日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
江府町役場
- 四　異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間

5 昭和55年8月19日 火曜日

鳥 取 県 公 報

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十三号

昭和五十五年六月二十六日付けで江府町から申請のあつた土地改良（米沢江尾（助沢前田）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十五号

昭和五十五年六月二十六日付けで江府町から申請のあつた土地改良（米沢江尾（助沢向山）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適

鳥取県告示第六百九十四号

昭和五十五年六月二十六日付けで江府町から申請のあつた土地改良（米沢江尾（助沢前田）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 鴻

林 鴻

三

一 縦覧に供する書類

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

鳥取県知事 平 鴻 三

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十七号

昭和五十五年六月二十六日付で江府町から申請のあつた土地改良（米沢江尾（小江尾上井手）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十六号

昭和五十五年六月二十六日付で江府町から申請のあつた土地改良（米沢江尾（御机後袖）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年八月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 鳥取県告示第六百九十八号
昭和五十五年六月二十六日付で江府町から申請のあつた土地改良(米沢江尾(御机大石)地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平林鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年八月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十九号

昭和五十五年六月二十六日付で江府町から申請のあつた土地改良(米沢江尾(助沢)地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平林鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年八月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百号

昭和五十五年六月二十七日付けで閔金町から申請のあつた土地改良（米富地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

昭和五十五年八月二十日から二十日間
用瀬町役場

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

三 縦覧に供する場所

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十五年八月十九日
鳥取県知事 平 鴻 三

昭和五十五年六月二十八日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（山口地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第七百一号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

閔金町役場

鳥取県告示第七百二号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十五年七月四日付けで中山町から申請のあつた土地改良（庄田地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所
- 五 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所
- 五 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所
- 五 異議の申出

鳥取県告示第七百三号

昭和五十五年七月四日付けで中山町から申請のあつた土地改良（庄田地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所
- 五 異議の申出

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所
- 五 異議の申出

三　縦覧に供する場所

中山町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五号

昭和五十五年七月四日付けで中山町から申請のあつた土地改良（庄田地区客土）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事　平　林　鴻

三

一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十五年八月二十日から二十日間

三　縦覧に供する場所

中山町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事　平　林　鴻

三

一　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

飛砂の防備

三　解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

11 昭和55年8月19日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第5181号 (第三種郵便物認可)

昭和五十五年八月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十一月八日鳥取県指令受都計第三百六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市三津字大浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町七二三

株式会社鳥取県農協共済福祉事業団

代表取締役 横谷美賀之助

正 誤

昭和五十五年七月鳥取県告示第六百二号（解除予定の保安林について）
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

五 下 七 字條谷山一の一 字岩谷山九四五の一
頁 段 行 誤 正